

保育間伐の実施における平均胸高直径確認調査要領

制 定 平成 24 年 7 月 13 日森整第 337 号
平成 24 年 11 月 27 日森整第 583 号
平成 26 年 8 月 28 日森整第 405 号
平成 30 年 11 月 12 日森整第 542 号
令和 4 年 11 月 15 日森整第 506 号
最終改正 令和 8 年 6 月 12 日森整第 256 号

(趣旨)

第 1 条 この要領は、岩手県森林整備事業実施要領（昭和 48 年 10 月 12 日付け林業第 1192 号。）第 16 条に基づき、保育間伐を実施する場合の伐倒木の平均胸高直径の確認調査に関し、必要な事項を定める。

(事業主体の調査方法)

第 2 条 林齢 60 年生を超える人工林において、伐採しようとする不良木の平均胸高直径が 18cm 未満の林分で保育間伐を行おうとする者（その代理人を含む。）（以下「申請予定人」という。）は、作業着手前に対象施行地内（以下「林内」という。）に標準地を設定し、当該標準地において伐倒を行う予定の不良木（以下「伐倒木」という。）の胸高直径の調査・取りまとめを行うものとする。

2 申請予定人は、前項の調査結果を「保育間伐の実施に係る平均胸高直径調査報告書」（様式第 1 号。（以下「報告書」という。））により広域振興局長（以下「局長」という。）に報告するものとする。

3 標準地の設定は、林内の成長が標準と判断される場所を選定するものとする。

4 標準地の大きさは、面積 100 平方メートル以上とするものとする。

5 標準地の数は、森林整備事業しゅん工検査要領の運用について（昭和 53 年 6 月 16 日付け林業第 202 号）第 11 に準じるものとする。

6 申請予定人は、標準地内の伐倒木にナンバー票を付し、胸高直径を調査し、県がしゅん工検査で確認するまでの間、ナンバー票を保全するものとする。

(確認調査の内容)

第 3 条 局長は、前条第 2 項の報告を受けたときは、確認職員を派遣し、確認調査を行わせるものとする。

(確認調査の方法)

第 4 条 確認職員は、標準地において、伐倒木の胸高直径を調査するものとする。

2 前項の調査は、報告書に記載されている伐倒木の全本数について行うものとする。

3 確認職員は、標準地の設置が適切でない場合は、新たに標準地を設定し、確認調査を行うものとする。

(確認調査結果の報告)

第 5 条 確認職員は、前条の確認調査を実施したときは、速やかに調査結果を局長に復命するものとする。調査結果の判定は、伐倒木の平均胸高直径が 18cm 未満の場合は「適」、平均胸高直径が 18cm 以上の場合は「不適」とするものとする。

2 局長は、前項の確認調査結果を取りまとめのうえ、「保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査調書」（様式第 2 号。以下「確認調書」という。）により申請予定人に通知するものとする。

(確認調査結果調書の取扱い)

第 6 条 申請予定人は、前条第 2 項の確認調書で「適」とされたときは、確認調書の写しを添付し、補助金交付申請するものとする。

附 則

この要領は、令和 8 年度事業から適用する。

様式第1号

年 月 日

局長 様

申請予定人 印

保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査報告書

このことについて、下記の森林において、保育間伐を実施したいので、保育間伐における平均胸高直径確認調査要領第2条第2項に基づき、平均胸高直径調査報告書を提出します。

記

1 保育間伐対象林分

地区名	施行地の所在地	林小班・ 施業番号	森林所有者名

2 標準地の状況等

別紙のとおり。

(別紙)

伐倒木の胸高直径調査一覧表

施行地名	
------	--

(単位:cm)

NO	標準地番号					備 考
	A	B	C	D	E	
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
平均						
成立本数						
伐倒本数						
伐採率(%)						

注) 調書は、補助金交付申請書の施行地1件ごとに作成すること。

様式第2号

年 月 日

申請予定人 様

局長 印

保育間伐の実施に係る平均胸高直径確認調査調書

地区名	施行地の所在地	林小班・ 施業番号	森林所有者名

2 確認調査結果

(単位:cm)

項目	標準地A	標準地B	標準地C	標準地D	合計
①伐倒予定本数					
②平均胸高直径					—
③ ①×②					
				$\Sigma ③ / \Sigma ①$	

判定	
適	不適

森林整備補助金交付申請人から報告のあった保育間伐における平均胸高直径調査確認報告書に基づく調査の結果、伐倒木の平均胸高直径が18cm未満であることを確認しました。(確認できませんでした。)

年 月 日

確認職員

職

氏名

印

注)判定の欄には、「適」、「不適」のいずれかに○を付けること。